

◎介護職員等特定処遇改善加算について

当施設は、職員の処遇改善に努めています！

当施設では、全職員が働きがい、いきがいを持って、笑顔でいきいき・ワクワクしながら、仲間とチームワークを発揮して、楽しく利用者様へのケアを提供して欲しいと願っています。

その一環として令和4年10月より「職員の確保、定着」を目的に、介護職員等特定処遇改善加算Ⅱを算定し、以下の通りの職場環境整備を行っております。

尚、対象となるサービスは、介護老人保健施設、（介護予防）短期入所療養介護、（介護予防）通所リハビリテーションで、特定処遇改善加算Ⅱを算定します。

※詳細については、次の厚生労働省通知等をご確認ください。

- [介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算の概要（厚生労働省資料）](#)

◎職場環境要件の提示について

見える化要件に基づき、特定加算の取得状況を報告し、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容を下記に掲示致します。

	職場環境要件項目	当施設としての取組み
資質の向上	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を習得しようとする者に対する認知症ケア等、中堅職員に対するマネジメント研修等の受講支援（研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む）	研修費等の補助を行うことにより、職員が研修や講習を受けやすい環境を整えている。 また、認知症ケアや職員がスキルアップのために希望する研修への参加促進や、全国老健大会等へ参加し成果発表等を行っている。
労働環境	新人介護職員の早期離職防止のためのプリセプター（新人指導担当者）制度等導入	入職時の新人オリエンテーション（約1週間～10日間）を行い、その後、1ヶ月、3ヶ月、半

境 ・ 処 遇 の 改 善		年、1年と定期的に面談を行いフォローアップを行っている。
	ICT活用(ケア内容や申し送り事項の共有(事業所内に加えタブレット端末を活用し訪問先でアクセスを可能にすること等を含む)による介護職員の事務負担軽減、個々の利用者へのサービス履歴、利用者情報蓄積による利用者個々の特性に応じたサービス提供等)による業務省力化	各部署にパソコン、タブレット端末を配置し、介護記録システムの活用による情報共有、業務負担軽減を行っている。 また、タブレット端末を活用し訪問先でアクセスを可能にしている。
	子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実、お休みを取りやすい環境の整備	仕事と子育ての両立ができるよう様々な取り組みを行っている。
	健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備	健康診断・ストレスチェックの実施(毎年)、全館全面禁煙、敷地内喫煙所完備で分煙を実施。職員休憩室の確保を行っている。
そ の 他	障害を有する者でも働きやすい職場環境構築や勤務シフト配慮	障害を有する方でも無理のない業務内容を把握し、他職員も共有し指示を行っている。
	地域の児童・生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上	近隣の高校の体験学習受け入れや、施設夏祭り等のイベント、認知症カフェの開催、地域健康教室等への職員出張による教室の実施などを通して、地域住民との交流を図っている。
	非正規職員から正規職員への転換	非正規職員から正規職員への転換を奨励している。

令和4年9月14日更新